

## 家庭的保育事業者等の連携施設について

### 1. 前提

家庭的保育事業者等は、法令に基づき、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

家庭的保育事業者等には、門真市内では、小規模保育事業所が該当する。

#### ① 保育内容の支援

利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援

#### ② 代替保育の提供

家庭的保育事業者等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、変わって保育を提供する

※ 代替保育の提供については、保育所、幼稚園又は認定こども園での連携先設定が難しいと市長が認める場合は、小規模保育施設同士も可

#### ③ 卒園後の受け皿の設定

家庭的保育事業者等の卒園児を受け入れて教育又は保育を提供する

①～③のそれぞれについて、連携施設を令和2年4月から5年以内（令和6年度末まで）※に確保しなければならない

※ 令和元年度末までのところ、全国的に連携施設の設定が進んでいない状況を鑑み、延長された

## 2. 現状について

小規模保育施設 14 施設中、前ページの 3 要件について全て連携施設を設定しているのは 5 施設のみで、全て設置主体の法人が経営している園との連携。

また、卒園後の受け皿部分については、2号ではなく認定こども園の1号枠・幼稚園定員での設定となっている。

### 【③ 卒園後の受け皿の設定に関し、連携施設の設定が進まない理由として考えられること】

1. 連携先の施設は、自園の2歳児の持ち上がりがあるので、卒園後の受け皿の設定を行えるほど十分に空き枠がない園もある

例) A小規模の卒園児4人分の受け皿として、近隣のA保育所に依頼し了承を得たが、A保育園は2歳児クラスが18人⇒3歳児クラスが20人のため、2人しか枠がなかった。この場合、残り2人の枠についてさらに別の施設を連携施設に設定しなければならない。

2. 連携施設を設定したとしても保護者のニーズは様々なので必ずしも連携先の園への入園を希望するとは限らないが、連携施設側は定員以上の連携枠を設けることはできない。

例) 1. のA保育所は、A小規模との連携ですでに3歳の定員枠が残っていないため、B小規模と卒業後の受け皿として連携することはできない。しかし、実際にはA小規模の卒園児は誰もA保育所に入園しない場合もある。

3. 連携施設を設定しなくても、市が利用調整の際に小規模保育事業所卒園児童が卒園後に保育所等に入園しやすいよう、3点加点を行っているため、卒園後の児童がどの保育所等にも入れないということがない状況になっている。

また、③ 卒園後の受け皿の設定については、連携元の小規模保育事業所を卒園した児童が必ず連携施設に入園できる反面、より保育が必要な児童が3歳から連携先の施設に入所を希望しても連携枠で埋まっていれば入所枠が少なくなるという問題点もある。

例) 1. のA保育所に保育要件が高い3歳児が入園希望しても、保育要件の低いA小規模の卒園児の方が優先される。

### 3. 基準の改正について

【家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の改正について】

国では「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見通しに係る対応方針について」(令和元年12月10日子ども・子育て会議)において下記の事項が求められたことを受け、対応方針に沿った省令の見直しのほか、所要の改正が行われた。

連携施設制度の在り方(連携施設確保促進のための地方自治体の関与、地域型保育事業所卒園児を対象とした先行利用調整の仕組みの検討など)

地域型保育事業所を卒園した児童の受け皿確保については、留意事項通知において優先利用の例示の1つとして既に記載しているところではあるが、有効な取組を明確化する観点から、先行利用調整のようなさまざまな対応策を活用して、地域型保育事業所卒園後の受入先確保を促すべきである。また、先行利用調整等により卒園後も引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、卒園後の受入先確保のための連携施設の確保を不要とすべきである。

市でも省令の改正を受けて、9月議会で市が保育所等へ入園の利用調整を行うにあたり、小規模保育事業所で保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置や、保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じた場合、小規模保育事業者は、連携施設設定における要件の内、「卒園後の受け皿の設定」を不要とすることを可能とする条例改正を実施。



今回の改正により、市が必要な措置を講じた場合には、連携施設の3要件の内、「③ 卒園後の受け皿の設定」を設定しないことが可能になる。

「① 保育内容の支援」「② 代替保育の提供」については引き続き令和6年度末までに連携施設の確保が必要となる。

## 4. 今後の連携施設設定の対応について

1. 市が、小規模保育施設の卒園児については、保育所等へ入園するにあたり利用調整時に3点を加点するという優先的に取り扱う措置を実施していること
2. 1. の優先的に取り扱う措置（利用調整時の3点加点）により、小規模保育施設の卒園児はいずれかの施設には入園できている状況であること

上記2点から、今回の条例の改正を受けて、連携内容のうち、**③卒園後の受け皿の設定**を不要とする。

※ 引き続き、**③卒園後の受け皿の設定**を行うことも可能であり、その場合は、当該小規模保育事業所から連携先に入園を希望する園児については、他の申込児童に優先して入所させる。当該小規模保育事業所の卒園児で、連携施設でない保育所等への入園を希望する児童には、利用調整時の3点を加点する。

上記の措置を講ずることにより、小規模保育事業所に対し連携施設の設定を働きかけ、すべての小規模保育事業所で、連携施設が設定できている状況を目指す。